

掛川市茶振興計画の中間見直し案に関する意見公募実施要領

1 意見を募集する案の名称

掛川市茶振興計画の中間見直し(案) 「掛川茶未来創造プロジェクト」

2 概要

掛川市では、茶業界全体を取り巻く厳しい情勢を克服することで茶産地として生き残ることを目指し、平成28年度に「掛川市茶振興計画」を策定して茶業振興を図ってきた。

しかし、茶業の情勢は、高齢化や生産意欲の低下による離農、共同工場の解散や茶園の耕作放棄地の増加といった負の連鎖が止まらず、状況の好転に至っていない。

また、昨年からの猛威を振るう新型コロナウイルスの影響による流通形態の変化や、SDGsや環境を重視する国内外の機運の高まりにより、農業分野においても地球温暖化防止と持続可能な生産体系への移行が求められるなど、新たな要因が加わったことで茶業の置かれた状況は急速に変化をしている。

茶業の危機から脱し発展するためには、この状況を有事と改めて認識することが必要であり、守りの姿勢ではなく積極的にチャレンジする姿勢で、これまでの慣習や常識にとらわれない実行性のある真に効果的な取組が急務となっている。

そこで、茶産地掛川の生き残りを掛けた新たな指針とするため、掛川市茶振興計画を抜本的に見直し、「掛川茶未来創造プロジェクト」として改定することとした。

この度、中間見直し案を作成したので、幅広く市民の意見を反映させるため、意見を募集する。

3 案の公示

(1) 公示する案

ア 掛川市茶振興計画の中間見直し案 「掛川茶未来創造プロジェクト」

イ 意見書様式

(2) 案の公示日

令和4年4月25日(月)

(3) 公示の方法

ア 市のホームページ内意見公募サイトへの掲載

イ 文書による閲覧

(ア) 掛川市役所本庁3階 お茶振興課

(イ) 掛川市役所本庁4階 情報公開コーナー

(ウ) 掛川市役所大東支所2階 地域支援係

(エ) 掛川市役所大須賀支所1階 地域支援係

(オ) 掛川市立中央図書館

(カ) 掛川市立大東図書館

(キ) 掛川市立大須賀図書館

(ク) 掛川市農業協同組合 茶業部

(ケ) 遠州夢咲農業協同組合 大城営農経済センター

4 意見の提出

(1) 意見を提出できる方

- ア 市内に居住・通勤・通学している方
- イ 市内に事業所を有している方

(2) 意見の提出方法

- ア 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見様式に明記の上、提出。
提出先は下記のとおり。
- イ 意見書の様式は、市ホームページからダウンロードができるほか、閲覧場所に備え付ける。
- ウ 意見を正確に把握するため、口頭及び電話での受付、及び住所又は氏名の掲載されていない意見書の受付はしないものとする。

提出方法	提出先
電子メール	メールアドレス ocha@city.kakegawa.shizuoka.jp 掛川市お茶振興課
郵送	〒436-8650 掛川市長谷1丁目1番地の1 掛川市役所お茶振興課あて
ファクシミリ	0537-21-1212
持参	掛川市役所お茶振興課（本庁3階） 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

(3) 意見の提出期間

令和4年4月25日（月）から令和4年5月27日（金）

(4) 意見提出上の注意

- ア 意見は日本語に限る。
- イ 記入いただいた氏名（法人にあってはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡確認のために利用する。
- ウ 提出された意見について、個別の回答はしない。また、意見は個人又は法人の属性に関する情報を除き、公開する場合がある。